

「ウィーン売買条約の実務解説（第2版）」66頁の「約因（consideration）」のコラムに記載の「捺印証書による場合は約因が不要であるほか、約束的禁反言の法理が適用される場合には約因がなくても強制力を有する」のはコモンローの原則ですが、「どのような書面を捺印証書と認めるか」、「捺印証書にどのような法的効果が付与されるか」、また、「約束的禁反言の法理が具体的にどのように適用されるか」などは、そのケースごとに実際に適用される準拠法によりますので、ご注意下さい。たとえば、丸山英二「入門アメリカ法（第2版）」（弘文堂、2009年）105-106頁では、「捺印証書」の成立の要件としての「捺印」は、「昔は封蠟を書面に付着させ、そこに印章を押捺したが、現在では個人の場合は、捺印の意味で、小豆色の紙片や封蠟など何らかのしるしを付せば良く、特にアメリカでは、署名の後へ Seal とか L. S. (locus sigilli—捺印箇所) とか書くことで足りる」とされ、また、「アメリカでは、証書作成の要件の緩和に対応して、捺印証書の効力が廃止されたり、修正されたりしている州が多い」という米国各州の状況が6つに分類して略述されています。米国の州によっても状況が異なるのですから、その都度の準拠法で具体的に細かく確認していく必要があります。「捺印証書」の意義についての理解は管轄地や人によっても異なりうるものですし、また、その効果も時代とともに変化しうるものですので、注意が必要なことを念のため付言いたします。